

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○母体保護法施行細則の一部を改正する規則	こども家庭課
◎ 告 示	
・ 壱岐対馬国定公園公園事業の変更	自然環境課
・ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定	障害福祉課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	〃
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	〃
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	〃
・ 青果物の販売業務の委託	農政課
・ 花き類の販売業務の委託	〃
・ 茶の販売業務の委託	〃
・ 果実の販売業務の委託	〃
・ 道路の供用開始	道路維持課
・ 使用料徴収事務の委託（7件）	港湾課
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（7件）	経営支援課
・ 長崎県家畜商講習会の開催	畜産課
・ 土地改良区の設立の認可	農村整備課
・ 土地改良区の役員の就退任（2件）	〃
◎ 公安委員会告示	
・ 検定合格者審査	生活安全企画課
◎ 監査委員告示	
・ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者	監査事務局

規 則

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第24号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則（昭和28年長崎県規則第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録媒体による手続き)</p> <p>第11条 第3条に規定する別記様式第1号、第4条に規定する別記様式第2号、第6条第1項に規定する別記様式第4号、同条第2項に規定する別記様式第5号及び第7条第1項に規定する別記様式第7号による申請書、第5条に規定する別記様式第3号、第7条第2項に規定する別記様式第8号及び第9条に規定する別記様式第9号による届書並びに第6条第3項に規定する別記様式第6号による提出書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第11号を提出することによって行うことができる。</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続き)</p> <p>第11条 第3条に規定する別記様式第1号、第4条に規定する別記様式第2号、第6条第1項に規定する別記様式第4号、同条第2項に規定する別記様式第5号及び第7条第1項に規定する別記様式第7号による申請書、第5条に規定する別記様式第3号、第7条第2項に規定する別記様式第8号及び第9条に規定する別記様式第9号による届書並びに第6条第3項に規定する別記様式第6号による提出書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第11号を提出することによって行うことができる。</p>
<p>(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)</p> <p>第12条 省令第30条及び前条に規定する電磁的記録媒体に貼り付ける書面の様式は、別記様式第12号とする。</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第12条 前条のフレキシブルディスクの構造は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第13条 第11条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>(1) <u>トラックフォーマットについては、日本工業規格X6224号又は日本工業規格X6225号に規定する方式</u></p> <p>(2) <u>ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0605号に規定する方式</u></p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第14条 省令第32条及びこの規則第11条に規定するフレキシブルディスクにはり付ける書面の様式は、別記様式第12号とする。</p>

別記様式第11号中「フロッピーディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、「印」を削る。

別記様式第12号中「フレキシブルディスク内」を「電磁的記録媒体内」に改め、「(フレキシブルディスク作成ソフトウェアの種類)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第336号

壱岐対馬国定公園に関する公園事業の一部を変更したので、自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、事業変更書及び当該公園事業の位置を表示した図面は、県民生活環境部自然環境課及び対馬振興局並びに対馬市役所において縦覧に供する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 玉調野営場事業（平成4年長崎県告示第1044号）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類	位 置
玉調園地	対馬市美津島町（玉調）

2 玉調園地事業（平成4年長崎県告示第1044号）の変更

変更後の公園事業の名称及び種類	位 置
玉調園地 玉調野営場	対馬市美津島町（玉調）

長崎県告示第337号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

番号	医師名	診療科目	医療機関名	所 在 地	指定年月日
1	高橋 大輔	腎臓内科	医療法人 雄仁会 すみれ腎クリニック	諫早市川内町167-1	令和6年6月1日
2	山元 勝悟	消化器内科	長崎県病院企業団 長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和6年6月1日
3	松田 剛	泌尿器科	長崎県病院企業団 長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和6年6月1日
4	山元 みいる	小児科	長崎県病院企業団 長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和6年6月1日

長崎県告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
新	変更なし	島原市広馬場町375-2	令和6年6月1日
旧	医療法人社団 幸寿会 島原こころのクリニック	島原市蛭子町2丁目934-1	

長崎県告示第339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
長与北薬局	西彼杵郡長与町嬉里郷1096番地ASKビル1階	令和6年6月1日

ハーモニー薬局 早岐店	佐世保市早岐1丁目2番26号	令和6年6月1日
-------------	----------------	----------

長崎県告示第340号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
あきよし都美内科クリニック	長崎市若葉町1-24 フラワーメイトビル2F	令和6年6月1日
にじいる診療所	佐世保市大潟町50番地1	令和6年6月1日

長崎県告示第341号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
ぺりかん薬局	佐世保市松原町35-9	令和6年6月1日
そえじま薬局	大村市木場1丁目946-4	令和6年6月1日
させぼ薬局 島瀬店	佐世保市島瀬町4-13 ピカデリービル1階	令和6年6月1日
あやめ薬局 二番館	島原市有明町大三東戊1361-1	令和6年6月1日
あやめ薬局	島原市有明町大三東戊1364-3	令和6年6月1日
もも薬局	南島原市有家町中須川195-1	令和6年6月1日
新生堂調剤薬局 有家店	南島原市有家町久保21-3	令和6年6月1日
東本町薬局	諫早市東本町2番10号	令和6年6月1日
松浦薬局	長崎市新大工町5-17	令和6年6月1日
そうごう薬局 大洋堂店	南松浦郡新上五島町青方郷2324	令和6年6月1日

長崎県告示第342号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1

項の規定により、次のとおり青果物の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和6年4月1日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 諫早市幸町76-28
氏 名 諫早青果株式会社 代表取締役 井上 竜太
- 3 委託事務
長崎県農林技術開発センター畑作営農研究部門において生産された青果物の販売業務
- 4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第343号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり花き類の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和6年4月1日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 諫早市川床町576-1
氏 名 株式会社諫早花市場 代表取締役 土肥 孝好
- 3 委託事務
長崎県農林技術開発センター農産園芸研究部門において生産された花き類の販売業務
- 4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第344号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茶の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和6年4月1日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 長崎市元船町17番1号
氏 名 長崎県職員生活協同組合 代表理事理事長 林田 龍二
- 3 委託事務
長崎県農林技術開発センター果樹・茶研究部門において生産された茶の販売業務
- 4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第345号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり果実の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和6年4月1日

2 受託者の所在地及び氏名

(1) 所在地 諫早市栗面町174番地1

氏名 長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎

(2) 所在地 大村市杭出津1-840-3

氏名 県央大村青果株式会社 代表取締役社長 柴田 幸広

3 委託事務

長崎県農林技術開発センター果樹・茶研究部門において生産された果実の販売業務

4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦991番13地先から 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦527番12地先から	令和6年6月7日

長崎県告示第347号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港臨港交通施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和5年3月8日

2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎市興善町2番24号

氏名 株式会社 ふよう長崎 代表取締役 田口 克己

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中県営常盤駐車場使用料の収納事務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第348号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり島原港臨港交通施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和6年3月8日

2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎市城栄町5番3号

氏名 株式会社 長南 代表取締役 本松 寿子

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中島原港駐車場使用料の収納事務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第349号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和6年3月29日

2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎県長崎市元船町16番12号

氏名 九州商船株式会社 代表取締役社長 美根 晴幸

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第350号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和6年3月29日

2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎県五島市東浜町1丁目16番5号

氏名 五島汽船協業組合 代表理事 村田 修

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中、車両通過料の徴収事務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第351号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茂木港係留施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和6年3月29日

2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎県長崎市茂木町2148番地1

氏名 長崎市茂木漁業協同組合 代表理事組合長 小林 一久

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表1岸壁、栈橋（浮栈橋を含む。）及び物揚場の項中漁船に係る係船料の徴収事務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第352号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和6年3月29日

2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎県長崎市元船町17番3号

氏名 野母商船株式会社 代表取締役社長 村木 昭一郎

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第353号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茂木港港湾施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和6年3月29日

2 受託者の住所及び氏名

住所 熊本県天草郡苓北町富岡2711番地47

氏名 苓北観光汽船株式会社 代表取締役 松野 重幸

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表1岸壁、栈橋（浮栈橋を含む。）及び物揚場の項中車両通過料（2輪のみ）の徴収事務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス西諫早店
長崎県諫早市貝津町1460番7 ほか

2 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,768平方メートル

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保 潔重
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス中里店
長崎県佐世保市上本山町869番1 ほか4筆

2 届出の概要

- ①大規模小売店舗の名称に関する届出事項の変更
- ②大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 宮島 大典
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス鹿町店

長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦259番1 ほか

2 届出の概要

①大規模小売店舗の名称に関する届出事項の変更

②大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 宮島 大典

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス東諫早店

長崎県諫早市小豆崎町186番地、187番地、188番地、189番地1、189番地2、193番地1、195番地4

2 届出の概要

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名の届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

諫早市長 大久保 潔重

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス中里店

長崎県佐世保市上本山町869番1 ほか4筆

2 届出の概要

- ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻に関する届出事項の変更
- ②来客が駐車場を利用することができる時間帯に関する届出事項の変更
- ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 宮島 大典
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス鹿町店
長崎県佐世保市鹿町土肥ノ浦259番1 ほか

2 届出の概要

- ①大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻に関する届出事項の変更
- ②来客が駐車場を利用することができる時間帯に関する届出事項の変更
- ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 宮島 大典
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス東諫早店
長崎県諫早市小豆崎町186番地、187番地、188番地、189番地1、189番地2、193番地1、195番地4

2 届出の概要

- ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻に関する届出事項の変更
- ②来客が駐車場を利用することができる時間帯に関する届出事項の変更
- ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保潔重
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

長崎県家畜商講習会の開催（公告）

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、令和6年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 講習の目的及び対象者

家畜の取引業務に従事するため、家畜商免許を必要とする者に対し、取引の業務に関し必要な知識を習得させる。

2 開催日時

令和6年8月26日（月）午前9時15分から午後5時40分まで
令和6年8月27日（火）午前9時30分から午後5時40分まで

3 開催場所

リモート会場：各農業高校、農業大学校、
県央振興局農業企画課（諫早市永昌東町25-8）
島原振興局農業企画課（島原市西八幡町8509-2）
県北振興局農業企画課（佐世保市吉井町大渡80）
五島振興局農業振興普及課（五島市福江町7-1）
壱岐振興局農業振興普及課（壱岐市芦辺町国分東触678-7）
対馬振興局農業振興普及課（対馬市巖原町宮谷224）

4 講習科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

5 受講申込手続

(1) 提出書類及び受講料

ア 受講申込書

写真（申請前6か月以内に撮影）を所定の欄に貼り付ける。

イ 受講料

3,300円（長崎県収入証紙3,300円分を受講申込書に貼付。別途テキスト代3,500円が必要）

ウ 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）に係る誓約書

(2) 受講申込書の提出先

住所地を所管する各振興局（農業企画課又は農業振興普及課）、県外在住者にあつては長崎県畜産課へ提出すること。

(3) 提出期限

令和6年7月26日（金）必着

6 講習の特例措置

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者で、講習の特例措置（一部免除）を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを、受講申込書に添付すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習課程の全てを修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受講の受付は、午前9時15分から9時25分までの間に行い、講習会開始後は受け付けない。
- (2) 受講日当日は、筆記用具を持参すること。

(番号)

写真添付

- ・ 申込前6月以内に撮影したもの
- ・ 上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4センチ、横3センチ位のもの

家畜商講習会受講申込書

令和 年 月 日

長崎県知事 殿

住 所
電話番号
緊急連絡先
ふりがな
氏 名
生年月日

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を受けたいので申し込みます。

注1 氏名を自署する場合には、捺印を省略することができる。

注2 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定により講習の特例措置を受ける場合は、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の各号に掲げる資格（獣医師又は家畜人工授精師）の免許証の写しを別に添付すること。

土地改良区の設立の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 上有川土地改良区

認可年月日 令和6年5月20日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小値賀土地改良区から次のとおり役員の就

退任の届出があった。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 本 充 司	北松浦郡小値賀町笛吹郷815番地 1	松 本 充 司	北松浦郡小値賀町笛吹郷815番地 1
尾 崎 孝 三	北松浦郡小値賀町中村郷408番地 2	尾 崎 孝 三	北松浦郡小値賀町中村郷408番地 2
藤 永 拓 生	北松浦郡小値賀町浜津郷314番地 6	藤 永 拓 生	北松浦郡小値賀町浜津郷314番地 6
升 水 光 治	北松浦郡小値賀町浜津郷605番地 1	升 水 光 治	北松浦郡小値賀町浜津郷605番地 1
村 田 新 平	北松浦郡小値賀町柳郷834番地	村 田 新 平	北松浦郡小値賀町柳郷834番地
前 田 常 夫	北松浦郡小値賀町柳郷687番地	前 田 常 夫	北松浦郡小値賀町柳郷687番地
福 崎 市 郎	北松浦郡小値賀町前方郷3520番地 1	福 崎 市 郎	北松浦郡小値賀町前方郷3520番地 1
近 藤 茂 樹	北松浦郡小値賀町前方郷3926番地 2	近 藤 茂 樹	北松浦郡小値賀町前方郷3926番地 2
大 田 一 夫	北松浦郡小値賀町前方郷675番地 3	大 田 一 夫	北松浦郡小値賀町前方郷675番地 3
小 崎 八 郎 治	北松浦郡小値賀町大島郷41番地 1	小 崎 八 郎 治	北松浦郡小値賀町大島郷41番地 1
山 田 定 稔	北松浦郡小値賀町大島郷 7 番地	山 田 定 稔	北松浦郡小値賀町大島郷 7 番地
神 崎 亮 子	北松浦郡小値賀町前方郷2446番地		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 崎 秀 利	北松浦郡小値賀町前方郷3710番地	松 崎 秀 利	北松浦郡小値賀町前方郷3710番地
尾 野 英 昭	北松浦郡小値賀町笛吹郷1468番地 2		

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、愛津原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 尾 文 昭	雲仙市愛野町乙3180番地	松 尾 文 昭	雲仙市愛野町乙3180番地
田 中 哲	雲仙市愛野町乙2962番地 1	田 中 哲	雲仙市愛野町乙2962番地 1

山 崎 正 臣	雲仙市愛野町乙4078番地 1	山 崎 正 臣	雲仙市愛野町乙4078番地 1
永 野 秀 明	雲仙市愛野町乙4054番地	永 野 秀 明	雲仙市愛野町乙4054番地
佐 藤 繁 幸	雲仙市愛野町乙4115番地 1	佐 藤 繁 幸	雲仙市愛野町乙4115番地 1
宮 本 達 也	雲仙市愛野町乙4208番地	宮 本 達 也	雲仙市愛野町乙4208番地
西 山 八 郎	雲仙市愛野町乙4066番地 2	西 山 八 郎	雲仙市愛野町乙4066番地 2
深 川 喜 佐 義	雲仙市愛野町乙3253番地	深 川 喜 佐 義	雲仙市愛野町乙3253番地
田 中 清 晴	雲仙市愛野町乙3197番地	田 中 清 晴	雲仙市愛野町乙3197番地
永 尾 修 平	雲仙市愛野町乙3074番地 1	永 尾 修 平	雲仙市愛野町乙3074番地 1
高 谷 市 郎	雲仙市愛野町乙3131番地	高 谷 市 郎	雲仙市愛野町乙3131番地
濱 崎 定 信	雲仙市千々石町丙1453番地	濱 崎 定 信	雲仙市千々石町丙1453番地
平 野 幸 一	雲仙市千々石町丙1224番地	平 野 幸 一	雲仙市千々石町丙1224番地
前 岸 良 彦	雲仙市愛野町乙3309番地 2	前 岸 良 彦	雲仙市愛野町乙3309番地 2
松 尾 敏 明	雲仙市愛野町乙3215番地	松 尾 敏 明	雲仙市愛野町乙3215番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
山 崎 力	雲仙市愛野町乙3818番地	山 崎 力	雲仙市愛野町乙3818番地
山 本 栄 一	雲仙市愛野町乙2489番地 1	山 本 栄 一	雲仙市愛野町乙2489番地 1
高 谷 幸 安	雲仙市愛野町乙3208番地	高 谷 幸 安	雲仙市愛野町乙3208番地

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第30号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づく審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年6月7日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

- 1 検定合格者審査の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務に係る1級
 - (2) 空港保安警備業務に係る2級
 - (3) 施設警備業務に係る1級
 - (4) 施設警備業務に係る2級
 - (5) 交通誘導警備業務に係る1級
 - (6) 交通誘導警備業務に係る2級
 - (7) 貴重品運搬警備業務に係る1級
 - (8) 貴重品運搬警備業務に係る2級
- 2 検定合格者審査の実施日時及び場所

- (1) 実施日時
令和6年7月31日（水）午後1時30分から午後4時30分まで
- (2) 実施場所
長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部
- 3 検定合格者審査の対象者
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項及び同条第2項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（施設警備業務の審査にあっては、旧検定における常駐警備業務検定に合格した者。以下同じ。）であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
 - (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）
- 4 検定合格者審査の方法
審査においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 検定合格者審査の科目
 - (1) 1級の検定合格者審査
 - ア 学科試験
 - ㊦ 出題範囲
 - a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
 - b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
 - c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
 - d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。
 - イ 問題数
10問
 - イ 実技試験
 - ㊦ 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 内容
徒手の護身術の基本動作を2種類実施する。
 - (2) 2級の検定合格者審査
 - ア 学科試験
 - ㊦ 出題範囲
 - a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
 - b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
 - c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
 - d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。
 - イ 問題数
10問
 - イ 実技試験
 - ㊦ 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 内容
徒手の護身術の基本動作を1種類実施する。
- 6 申請手続

- (1) 審査申請の受付期間
令和6年6月17日（月）から同月27日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間（午後0時から午後1時までを除く。）
 - (2) 申請書類等
審査申請書（検定規則別記様式を用いること。）には、次の書類等を添付すること。
 - ア 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉
 - イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1通
 - ウ 長崎県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者は、次の書類のうち該当するもの いずれか1通
 - ㊦ 長崎県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面
 - ㊧ 警備員であって長崎県内の営業所に属する者は、当該営業所に属することを疎明する資料
 - (3) 審査申請書の提出先
審査申請書は、次のいずれかを経由して提出すること。
 - ア 長崎県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署
 - イ 長崎県内の営業所に属する者は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
 - ウ 長崎県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、長崎県内に住所がなく、かつ、長崎県内の営業所に属しないものは、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - (4) 審査申請の方法
審査申請者が(2)の書類等を(3)の提出先に持参して申し込むこと。
なお、郵送による申込みは受け付けない。
やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者の委任状を持参すること。
- 7 審査当日に必要なもの
検定合格者審査を受ける者は、審査当日に旧検定合格証及び筆記用具を持参すること。
- 8 検定合格者審査手数料及び納入方法
- (1) 審査手数料
4,700円
 - (2) 納入方法
審査申請書の提出時に、長崎県収入証紙により納付すること。
なお、審査申請の受付後は、納入された審査手数料は返還しない。
- 9 合格発表
本審査の合格発表は、当日審査場所において本人に対して行う。
- 10 その他
- (1) 受検の制限
申請者は、1の(1)から(8)までの検定合格者審査のうち、いずれか一つの審査についてのみ申請することができる。
 - (2) 問合せ先
 - ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線 3186）

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

長崎県監査委員 下田 芳之
同 砺山 祐実
同 大場 博文

同 堤 典子

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
鮎 川 愛	長崎県長崎市三芳町11-9 オーヴィジョン三芳906号
藤 森 弘 行	長崎県長崎市片淵3丁目7番17号 コスモ片淵II 302
平 山 愛	長崎県長崎市古町30番地 パティオM402
今 井 悠 人	長崎県長崎市樺島町9番26号 はやせマンション401
- 2 当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和6年5月31日から令和7年3月31日まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二二
二二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
クイック
プリン
宏
弥ト